

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月14日	I-6-②	木内 雅彦	田島 巨樹	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年11月9日	I-1-① 事務の名称	予防接種に関する事務	予防接種に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年11月9日	I-1-② 事務の内容	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p><特定個人情報保護ファイルを使用する事務の内容></p> <p>1. 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種による実費の徴収に関する事務</p>	<p>【予防接種に関する事務】</p> <p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p><特定個人情報保護ファイルを使用する事務の内容></p> <p>1. 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種による実費の徴収に関する事務</p> <p>【お知らせ・サービス検索における事務】</p> <p>予防接種に関する事務におけるお知らせについて、郵送と合わせて、マイナポータルのお知らせ機能を用いて保護者に対して通知を行う。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成29年11月9日	II-6	<p>1. データについては、定められた方法により入室管理を行うサーバー室に設置するサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納しており、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。</p> <p>2. 申請書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。</p>	<p><八王子市における措置></p> <p>1. データについては、定められた方法により入室管理を行っているサーバー室に設置しているサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納し、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。</p> <p>2. 住民からの届出書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	重要な変更
平成31年4月1日	I-6-②	田島 巨樹	武井 博英	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月9日	I-1-② 事務の内容	<p>【予防接種に関する事務】</p> <p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p>	<p>【予防接種に関する事務】</p> <p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年3月9日	I-4 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項別表第一の10、93の2の各々 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</p>	事前	重要な変更
令和3年3月9日	I-5-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 番号法別表第二 16の2の項</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 番号法別表第二 16の2、17、18、19の各々</p>	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 番号法別表第二 16の2、115の2の各々</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 番号法別表第二 16の2、17、18、19、115の2の各々</p>	事前	重要な変更
令和3年4月1日	I-6-②	武井 博英	渡邊 康宏	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I-6-② 所属長の役職名	-	課長	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号</p>	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号</p>	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更 事後で足りるものの任意に事前提出
令和3年8月31日	II 要 転 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更 事後で足りるものの任意に事前提出

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条14号	(※2) 番号法別表第2及び第19条15号	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出
令和4年6月10日	評価書の種類	重点項目評価書	全項目評価書	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種事務に伴うしきい値判断の結果、重点項目評価から全項目評価に変更になったもの。
令和4年6月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【予防接種に関する事務】 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。	【予防接種に関する事務】 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報の管理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<特定個人情報保護ファイルを使用する事務の内容> 1. 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種による実費の徴収に関する事務	<特定個人情報保護ファイルを使用する事務の内容> 1. 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3. 予防接種による実費の徴収に関する事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【お知らせ・サービス検索における事務】 予防接種に関する事務におけるお知らせについて、郵送と合わせて、マイナポータルのお知らせ機能を用いて保護者に対して通知を行う。	<お知らせ・サービス検索における事務> ・予防接種に関する事務におけるお知らせについて、郵送と合わせて、マイナポータルのお知らせ機能を用いて保護者に対して通知を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③対象人数	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称		中間サーバー	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		1. 符号管理 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		2. 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		3. 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		4. 既存システム接続 中間サーバーと個人情報を保有・管理するシステム（以下、「既存システム」という）との間で宛名システムを通じて情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等を連携する機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		5. 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、管理する機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		6. 情報提供データベース管理 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		7. データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		8. セキュリティ管理 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リスト情報を管理する機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		9. 職員認証・権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		10. システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他システムとの接続		[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 宛名システム等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称		団体内統合宛名システム（以下、「宛名システム」という。）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能		1. 宛名情報管理 中間サーバー及び既存システムで統一的に利用する団体内統合宛名番号の付番管理、宛名情報等の管理を行う機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能		2. 中間サーバー連携 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号と紐付く宛名情報等を通知する機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能		3. 既存システム連携 既存システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号と紐付く宛名情報等を通知する機能 庁内連携システムから中間サーバーに格納すべき情報を取得する機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能		4. お知らせ通知機能 通知を送付する対象者の宛名情報及び通知文、添付ファイルを取り込み、お知らせ通知を中間サーバーを通じてマイナポータルに送信する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他システムとの接続		[○] 庁内連携 [○] 既存住民基本台帳システム [○] 納税帳システム [○] その他（中間サーバー、既存システム）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称		ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能		・ワクチン接種記録システム（VRS）への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 4. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性		予防接種を進めていく中で、接種記録等を確認し、適切な接種間隔で実施していくことが必要となるため。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	I 基本情報 4. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット		市外で接種した予防接種の記録を把握することができ、市民及び医療機関からの問合せに対して、正確に回答することが可能となる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10、93の2の各項目 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	【予防接種に関する事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠		【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会】 番号法第19条第15号 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	(別添1) 事務の内容		追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施期間内の他部署 <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施期間内の他部署 <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> その他(ワクチン接種記録システム)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって 接種記録の照会が必要になる都度	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号) ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示		・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	予防接種の適正な実施及び予防接種記録の管理のため。	【予防接種に関する事務】 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的		【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・予防接種対象者へ通知を発送 ・予防接種履歴の管理 ・予防接種の接種計画等の相談 ・予防接種未接種者を把握し、接種勧奨の実施	【予防接種に関する事務】 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法		【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	氏名、生年月日、住所で突合し、接種対象者の確認を行う。	【予防接種に関する事務】 ・氏名、生年月日、住所で突合し、接種対象者の確認を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合		【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析		【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの範囲 対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの範囲 対象となる本人の範囲		予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの範囲 その他妥当性		八王子市が実施する予防接種情報を適正に管理するため。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの範囲 対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの範囲 対象となる本人の範囲		予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの範囲 その他妥当性		ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数		[10人未満]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] その他（LG-WAN回線を用いた提供）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名		株式会社ミラボ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託 ⑦再委託の有無		[再委託しない]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2		市区町村長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ①法令上の根拠		【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 番号法 第19条第15号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ②提供先における用途		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ③提供する情報		市区町村コード及び転入者の個人番号（本人からの同意が得られた場合のみ）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ⑥提供方法		[○] その他（ワクチン接種記録システム（VRS））	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑦時期・頻度		当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<八王子市における措置> 1. データについては、定められた方法により入室管理を行っているサーバー室に設置しているサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納し、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 2. 住民からの届出書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。	【予防接種に関する事務】 <八王子市における措置> 1. データについては、定められた方法により入室管理を行っているサーバー室に設置しているサーバーの内部に保管する。なお、サーバーは施錠可能なラックに格納し、サーバー使用時以外は施錠する。また、サーバーへのアクセスは定められた方法により認証し、限られた者しかアクセスできない。 2. 住民からの届出書等については、施錠可能なキャビネットに保管し、使用時以外は施錠する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	(別添2) ファイル記録項目	<予防接種情報ファイル>	<予防接種情報ファイル>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	(別添2) ファイル記録項目	【住民情報】 1. 異動事由 2. 異動日 3. 異動届出日 4. 個人番号 5. 個人番号予備 6. 世帯番号 7. 世帯番号予備 8. カナ氏名 9. 漢字氏名 10. 通称カナ氏名 11. 通称名 12. 生年月日 13. 性別 14. 続柄1 15. 続柄2 16. 続柄3 17. 続柄4 18. 住民になった日 19. 住民になった届出日 20. 住民でなくなった日 21. 住民でなくなった届出日 22. 住定日 23. 住定日届出日 24. 住民区分 25. 外国人判定 26. 前住所 27. 転出先住所 28. 住所コード 29. 町内会コード 30. 地番 本番 31. 地番 枝番 32. 地番 未番 33. 方書コード 34. 方書名称 35. 郵便番号 36. 住所日本語 37. 送付用宛先氏名 38. 送付用予備1 39. 送付用予備2 40. 送付用予備3 41. 送付用予備4 42. 送付用予備5 43. 個人予備1 44. 個人予備5 45. 作成日(西暦) 46. 外国人住民日 47. 第30条45規定区分 48. 在留資格 49. 在留期間等 50. 在留期間等終了日 51. 在留カード等番号 52. 個人番号 53. 統合宛名番号	【住民情報】 1. 異動事由 2. 異動日 3. 異動届出日 4. 個人番号 5. 個人番号予備 6. 世帯番号 7. 世帯番号予備 8. カナ氏名 9. 漢字氏名 10. 通称カナ氏名 11. 通称名 12. 生年月日 13. 性別 14. 続柄1 15. 続柄2 16. 続柄3 17. 続柄4 18. 住民になった日 19. 住民になった届出日 20. 住民でなくなった日 21. 住民でなくなった届出日 22. 住定日 23. 住定日届出日 24. 住民区分 25. 外国人判定 26. 前住所 27. 転出先住所 28. 住所コード 29. 町内会コード 30. 地番 本番 31. 地番 枝番 32. 地番 未番 33. 方書コード 34. 方書名称 35. 郵便番号 36. 住所日本語 37. 送付用宛先氏名 38. 送付用予備1 39. 送付用予備2 40. 送付用予備3 41. 送付用予備4 42. 送付用予備5 43. 個人予備1 44. 個人予備5 45. 作成日(西暦) 46. 外国人住民日 47. 第30条45規定区分 48. 在留資格 49. 在留期間等 50. 在留期間等終了日 51. 在留カード等番号 52. 個人番号 53. 統合宛名番号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	(別添2) ファイル記録項目	【乳幼児等】 1.宛名番号 2.接種コード 3.接種回数 4.接種・予診日 5.更新者 6.更新日 7.更新時間 8.年度 9.性別 10.接種日年齢 11.年度未成年 12.基準日年齢 13.受診時国保区分 14.対象外判定 15.接種判定 16.混合接種 何種 17.請求日(月) 18.実施医療機関 19.接種番号 20.接種会場 21.問診医 22.接種医 23.所属 24. Lot.No 25.接種量 26.発赤 反応長径 27.発赤 反応短径 28.硬結 反応長径 29.硬結 反応短径 30.二重発赤 反応長径 31.二重発赤 反応短径 32.所見 33.判定 34.精密検査結果 35.抗体価検査 36.特記事項 37.未接種理由 38.予診フラグ 39.実施区分 40.受付日 41.自己負担有無 42.集団個別区分 43.特定高齢者候補者区分 44.コースコード 45.支払先コード 46.削除FLG 47.ロックFLG 48.決済済みFLG 49.決済コース 50.予診独自フラグ 51.接種独自フラグ 52.医師の判断 53.肺炎球菌種類	【乳幼児等】 1.宛名番号 2.接種コード 3.接種回数 4.接種・予診日 5.更新者 6.更新日 7.更新時間 8.年度 9.性別 10.接種日年齢 11.年度未成年 12.基準日年齢 13.受診時国保区分 14.対象外判定 15.接種判定 16.混合接種 何種 17.請求日(月) 18.実施医療機関 19.接種番号 20.接種会場 21.問診医 22.接種医 23.所属 24. Lot.No 25.接種量 26.発赤 反応長径 27.発赤 反応短径 28.硬結 反応長径 29.硬結 反応短径 30.二重発赤 反応長径 31.二重発赤 反応短径 32.所見 33.判定 34.精密検査結果 35.抗体価検査 36.特記事項 37.未接種理由 38.予診フラグ 39.実施区分 40.受付日 41.自己負担有無 42.集団個別区分 43.特定高齢者候補者区分 44.コースコード 45.支払先コード 46.削除FLG 47.ロックFLG 48.決済済みFLG 49.決済コース 50.予診独自フラグ 51.接種独自フラグ 52.医師の判断 53.肺炎球菌種類	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	(別添2) ファイル記録項目	【成人用肺炎球菌】 1.西暦年度 2.宛名番号 3.接種・予診日 4.更新者 5.更新日 6.更新時間 7.性別 8.接種日年齢 9.年度未成年 10.基準日年齢 11.受診時国保区分 12.請求日(月) 13.実施医療機関 14.接種番号 15.接種会場 16.問診医 17.接種医 18.接種判定 19. Lot.No 20.接種量 21.実費徴収区分 22.接種済証交付有無 23.65歳未満接種理由 24.未接種理由 25.予診フラグ 26.接種区分 27.特記事項 28.受付日 29.事故負担有無 30.集団個別区分 31.特定高齢者候補者区分 32.コースコード 33.支払先コード 34.削除FLG 35.ロックFLG 36.決済済みFLG 37.決済コース 38.予診独自フラグ 39.接種独自フラグ 40.医師の判断 41.対象外判定	【成人用肺炎球菌】 1.西暦年度 2.宛名番号 3.接種・予診日 4.更新者 5.更新日 6.更新時間 7.性別 8.接種日年齢 9.年度未成年 10.基準日年齢 11.受診時国保区分 12.請求日(月) 13.実施医療機関 14.接種番号 15.接種会場 16.問診医 17.接種医 18.接種判定 19. Lot.No 20.接種量 21.実費徴収区分 22.接種済証交付有無 23.65歳未満接種理由 24.未接種理由 25.予診フラグ 26.接種区分 27.特記事項 28.受付日 29.事故負担有無 30.集団個別区分 31.特定高齢者候補者区分 32.コースコード 33.支払先コード 34.削除FLG 35.ロックFLG 36.決済済みFLG 37.決済コース 38.予診独自フラグ 39.接種独自フラグ 40.医師の判断 41.対象外判定	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	(別添2) ファイル記録項目		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 v ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	特定個人情報入手開始あるいは入手方法の変更に 関しては常に入手される項目の内容にチェックを 加え、入手される情報が業務遂行の上で最小限度 のものであることを確認する。	<予防接種事務における措置> 申請等の窓口において申請内容や本人確認書類の 確認を行い、対象者以外の情報の入手防止に努め る。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村 へ接種記録を照会するために、個人番号を入手す る際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意 書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第 16条に基づき、本人確認書類を確認することで、 対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村 での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、 転出先市区町村から個人番号を入手するが、その 際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人 確認が行われた情報だけをワクチン接種記録シ ステム(VRS)を通じて入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容		③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交 付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予 防接種証明書の交付のために個人番号を入手す るのは、接種者から接種証明書の交付申請があつた 場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、 本人確認書類を確認することで、対象者以外の情 報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<予防接種事務における措置> Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳 ファイル) 3. 特定個人情報の入手・保管におけ る入手以外は行わない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2：不適切方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2：不適切方法で入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報と本人確認が一致しないリスク 入手の際の本人確認の措置の内容		窓口で特定個人情報を入手する際は個人番号カード（または免許証、パスポート等の身分証明書）等の本人確認書類に基づき、対面で本人確認を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報と本人確認が一致しないリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容		上記のとおり本人確認を必ず行うとともに、提供される特定個人情報の正確性についても申告書とシステムに登録された情報を確認して突合を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報と本人確認が一致しないリスク 個人番号の正確性確保の措置の内容		<予防接種事務における措置> ・上記のとおり本人確認とともに特定個人情報の照合を行っている。 ・既存住基システムを介し、最新の住所情報等を取得している。 ・入力後は原本と照合を行い、入力内容に誤りがないかをチェックしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報と本人確認が一致しないリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：入手の際に特定個人情報と本人確認が一致しない・紛失するリスク リスクに対する措置の内容		<予防接種事務における措置> セキュリティ対策がされたシステムを使用している。また、職員へのセキュリティ教育において、情報の管理についても注意徹底するようにしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：入手の際に特定個人情報と本人確認が一致しない・紛失するリスク リスクに対する措置の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：入手の際に特定個人情報と本人確認が一致しない・紛失するリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1. 不適切な方法で入手が行われるリスク ①申請書等の提出を求めるとき、利用目的・記載内容について説明のうえ記載を求めている。 ②調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求めている。 2. 入手した特定個人情報と本人確認が一致しないリスク ①総合健診システムへの特定個人情報の入力後、入力内容の確認を厳格に行う。 ②入手の際に特定個人情報と本人確認が一致しない・紛失するリスク ③申請書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができるキャビネットに保管する。	<予防接種事務における措置> 総合健診システムからのデータ取り込みについては、ネットワーク接続がないため、USBメモリを使用する。 USBメモリは事前に登録された媒体のみを使用対象とし（登録外の媒体は接続制限により使用できない）、メモリの使用記録簿への記載と、使用後のデータ削除を徹底する。 なお、データ移行は担当者のみが行い、使用する端末を限定する。 その他、個人情報の取り扱いに関しては、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ アクセスできるように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	権限の管理を行っており、個人番号利用事務実施者以外は、個人番号による検索及び個人番号の参照ができないようシステムで制御している。	【予防接種に関する事務】 権限の管理を行っており、個人番号利用事務実施者以外は、個人番号による検索及び個人番号の参照ができないようシステムで制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・接種会場等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由で「ワクチン接種記録システム(VRS)」に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容		1. システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 2. 人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに利用権限の変更・抹消の処理を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	1. ユーザーIDとパスワードにより認証を行う。 2. ユーザーごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。	【予防接種に関する事務】 1. ユーザーIDとパスワードにより認証を行う。 2. ユーザーごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理		[行っている]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法		【予防接種事務における措置】 更新があればその都度、発行、管理をしている。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理		[行っている]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法		【予防接種事務における措置】 職員の業務内容に応じてシステムのアクセス権限を設定している。年度の途中でも必要があればその都度見直しを行っている。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)へ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法		<予防接種事務における措置> システム操作履歴を記録し、必要な場合には、当該操作に関わるログを確認できるようにしている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3：従事者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置		操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑制している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3：従事者が事務外で使用するリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容		<予防接種事務における措置> データの移行は許可されたUSBメモリしか利用できない。USBメモリの使用記録や使用後のデータ削除を徹底する。また、USBメモリのウイルスチェックも行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容		・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1. 職員が事務外で使用するリスク ①職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	2. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ①特定個人情報ファイルにアクセスできる者を厳格に管理し、許可した者のみが出力等できるよう制御する。 ②複製の持出しは、所属長の許可が必要。	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認		・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の閲覧者・更新者の制限		[制限している]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法		実務に携わる職員と取扱い範囲を限定している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法		ログ等の記録を一定期間保存する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法		VRSまたは市の電子計算機に記録された時に到達したとみなす。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール		[定めている]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法		不要となったときは速やかに、消去または廃棄しなければならないとしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	①秘密等の保持 ②受託事務従事者名簿の提出 ③受託事務従事者への秘密保持の周知 ④再委託の禁止及び制限 ⑤目的以外の利用等の禁止 ⑥複写又は複製の禁止 ⑦作業場所の特定 ⑧返還義務 ⑨事故報告義務 ⑩個人情報取扱い状況の調査 ⑪取扱い要領等の作成及び報告 ⑫加工が必要となった個人情報の提出義務 ⑬調査及び定期報告	・ 第三者に漏えいしてはならない。 ・ 管理に必要な措置を講ずるものとする。 ・ 目的の範囲を超える複製、改変の原則禁止。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法		<ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置> ワクチン接種記録システム（VRS）では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法		・提供については、番号法第19条各号に該当する場合以外の提供を禁止する。 ・移転については、番号法第9条第2項に基づく条例に規定された事務以外の事務への移転を禁止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<予防接種事務における措置> ・システムでの提供・移転については、不適切な方法で行われないようシステム上で担保する。 ・システム以外での提供・移転の場合は、複数職員での確認により不適切な方法がおきないように担保する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた 情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容		<予防接種事務における措置> ・システムでの提供・移転については、不適切な方法で行われないようシステム上で担保する。 ・システム以外での提供・移転の場合は、複数職員での確認により不適切な方法がおきないように担保する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを 送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける 市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<予防接種事務における措置> ・システムでの提供・移転については、不適切な方法で行われないようシステム上で担保する。 ・システム以外での提供・移転の場合は、複数職員での確認により不適切な方法がおきないように担保する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	追記	（「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務以外を記載）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：安全性が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：安全性が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（LGWAN等）を利用することにより、安全性を確保する。 2. 中間サーバーと団体については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：安全性が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3：入手した特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3：入手した特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応する（※）。 2. 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容		3. 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減する。 4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容		(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容		2. 中間サーバーと団体については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 3. 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保する。 2. 中間サーバーと八王子市については、仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応する。 2. 中間サーバーと八王子市については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	3. 特定個人情報を管理するデータベースは地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4. 特定個人情報の管理を八王子市のみで行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	3. 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容		2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容		2. 中間サーバーと八王子市については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 3. 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容		2. 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応する。 3. 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存システムの原本と照合するためのデータを出力する機能を有する。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ①NISC政府機関統一基準群		[政府機関ではない]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②安全管理体制		[十分に整備している]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ③安全管理規定		[十分に整備している]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ④安全管理体制・規程の職員への周知		[十分に周知している]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策		[十分に行っている]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		<八王子市における措置> 1. 申請書等について、入力及び照会後は、施錠できるキャビネットに保管する。 2. セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 3. 許可された者のみ、定められた方法によりサーバー室への入室が可能となっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		4. サーバー室内には監視設備として監視カメラを設置する。 5. バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管する。 6. 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバーに無停電電源装置を付設する。 7. バックアップ媒体の外部保管委託を行っている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容		・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策		[十分に行っている]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		<八王子市における措置> 1. コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 2. 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 3. セキュリティホールの緊急度に応じてセキュリティパッチを適用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入するOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容		・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑦バックアップ		[十分に行っている]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑧事故発生手順の策定・周知		[十分に行っている]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号		[保管している]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法		生存者の個人番号と同様の方法で保管する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容		定期的に総合健診システムのデータベースの更新を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容		[定めている]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容		1. 不要となった特定個人情報をシステム内で消去する。 2. ディスク交換やハードウェア更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 3. USBメモリを使用して特定個人情報の提供・移転を行う場合、使用后、速やかにUSBメモリ内のデータを消去する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1. その他のリスク：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク 2. そのリスクに対する措置：システムのデータベースを正確に更新する。	その他のリスク： 他人のIDの使用 そのリスクに対する措置： 他人のID等を使用しないように、また他人にID等を使用されないよう厳格な管理について研修を通して職員等に徹底させる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅳ リスク対策（その他） 1. 監査 ①自己点検		[十分に行っている]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	Ⅳ リスク対策（その他） 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法		1. 評価書の記載内容とおりの運用ができていないか、定期的に自己点検を実施する。 2. 運用状況の変更などによる各種マニュアルの見直しを定期的実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 1. 監査 ②監査		[十分に行っている]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法		八王子市情報セキュリティポリシー等に基づき、以下の観点による内部監査を随時実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ①評価書記載事項と運用実態のチェック ②個人情報保護に関する規定、体制整備	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法		③個人情報保護に関する人的安全管理措置 ④職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ⑤個人情報保護に関する技術的安全管理措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 2. 従事者に対する教育・啓発 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	1. 研修計画を立て、研修を実施する。 2. 全庁的な研修として、職員等については、年に1回以上の情報セキュリティ研修を実施する。 3. 人事異動等により新たに配属された職員等に対し、研修マニュアルにより研修を実施する。	1. 研修計画を立て、研修を実施する。 2. 全庁的な研修として、職員等については、年に1回以上の情報セキュリティ研修を実施する。 3. 人事異動等により新たに配属された職員等に対し、研修マニュアルにより研修を実施する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 2. 従事者に対する教育・啓発 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	4. 研修した内容については、職員等の理解度をチェックする。理解度が達していない場合には、繰り返し研修を行い、理解度を高める。 5. セキュリティ事故の情報を庁内で共有する。 6. 職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。	4. 研修した内容については、職員等の理解度をチェックする。理解度が達していない場合には、繰り返し研修を行い、理解度を高める。 5. セキュリティ事故の情報を庁内で共有する。 6. 職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 2. 従事者に対する教育・啓発 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる従業者及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる従業者及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 2. 従事者に対する教育・啓発 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 3. その他のリスク対策	個人情報の取扱いに関しては、八王子市個人情報保護条例、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。	個人情報の取扱いに関しては、八王子市個人情報保護条例、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 3. その他のリスク対策	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 3. その他のリスク対策	記憶媒体を用いて特定個人情報ファイルを移送する際のリスクとして次のとおり対策を講じる。 1. 磁気テープ保管先への移動における紛失リスク 保管委託業者との契約において、その移動中の紛失リスクを減らすため、移動経路、移動方法、取扱人数等について、契約書に明記する。	記憶媒体を用いて特定個人情報ファイルを移送する際のリスクとして、次のとおり対策を講じる。 ①磁気テープ保管先への移動における紛失リスク 保管委託業者との契約において、その移動中の紛失リスクを減らすため、移動経路、移動方法、取扱人数等に関するセキュリティ上の措置について、契約書に明記する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 3. その他のリスク対策	2. 委託先がUSBメモリ等を自社事業所に持ち帰る過程での紛失リスク 特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。また、どのような情報をいつ誰に提供したか記録を残す。	②委託先がUSBメモリ等を自社事業所に持ち帰る過程での紛失リスク： 特定個人情報ファイルの委託先への提供時に、セキュリティ管理者の許可を得た後、定められた方法により暗号化を行う。また、どのような情報をいつ誰に提供したか記録を残す。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	IV リスク対策（その他） 3. その他のリスク対策		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうち、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等		[無料]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等		（手数料額、納付方法：手数料は無料。写しを作成する場合はコピー代、郵送する場合は写しの送付に要する費用（コピー代、切手代など））	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表		[行っている]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名		「八王子市個人情報保護ファイル」を公表する。事務名は「予防接種に関する事務」である。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所		〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号 八王子市役所本庁舎1階 公文書管理課内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年12月27日	令和3年9月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ②しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見聴取 ①方法		パブリックコメント	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見聴取 ②実施日・期間		令和3年（2021年）12月1日～令和4年（2022年）1月7日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日		令和4年（2022年）1月20日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ②実施方法		八王子市情報公開・個人情報保護審議会への諮問	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年6月10日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果		妥当である	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム（VRS）への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・ワクチン接種記録システム（VRS）への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会】 番号法第19条第15号 番号法第19条第5号（委託先への提供）	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会】 番号法第19条第16号 番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	（別添1）事務内容		予防接種証明書の電子交付アプリのフローを追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○] 紙 [○] 情報提供ネットワークシステム	[○] 紙 [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他（ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。））	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手の時期・頻度	(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)	削除	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号)	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号)	・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	追加	・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑥ 使用目的	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体	[10人未満]	[10人以上50人未満]	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑥ 使用方法 情報の突合	(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	削除	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ① 委託内容	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ④ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] その他(LG-WAN回線を用いた提供)	[○] その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑤ 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ① 法令上の根拠	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 番号法 第19条第15号	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 番号法 第19条第16号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 ⑥ 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	追加	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	追加	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	追加	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	追加	【ワクチン接種記録システム等における追加措置】 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力と避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	追加	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が入力された本人確認書類が不正であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	窓口で特定個人情報を入手する際は個人番号カード（または免許証、パスポート等の身分証明書）等の本人確認書類に基づき、対面で本人確認を行う。	【予防接種事務における措置】 窓口で特定個人情報を入手する際は個人番号カード（または免許証、パスポート等の身分証明書）等の本人確認書類に基づき、対面で本人確認を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が入力された本人確認書類が不正であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が入力されたリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	上記のとおり本人確認を必ず行うとともに、提供される特定個人情報の正確性についても申告書とシステムに登録された情報を確認して突合を行う。	【予防接種事務における措置】 上記のとおり本人確認を必ず行うとともに、提供される特定個人情報の正確性についても申告書とシステムに登録された情報を確認して突合を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が入力されたリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク4： 入手の際に特定個人情報が入力されたリスク リスクに対する措置の内容	追加	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<予防接種事務における措置> 総合健診システムからのデータ取り込みについては、ネットワーク接続がないため、USBメモリを使用する。 USBメモリは事前に登録された媒体のみを使用対象とし（登録外の媒体は接続制限により使用できない）、メモリの使用記録簿への記載と、使用後のデータ削除を徹底する。 なお、データ移行は担当者のみが行い、使用する端末を限定する。 その他、個人情報の取り扱いに関しては、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。	削除	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	・USBメモリは事前に登録された媒体のみを使用対象とし（登録外の媒体は接続制限により使用できない）、メモリの使用記録簿への記載と、使用後のデータ削除を徹底する。なお、データ移行は担当者のみが行い、使用する端末を限定する。 ・その他、個人情報の取り扱いに関しては、八王子市情報セキュリティポリシー等に準ずる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	追加	【予防接種事務における措置】 総合健診システムを保守・点検を委託している業者が、システムを通してマイナンバーの閲覧及び入手は不可能である。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	追加	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた 情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	追加	・転出先市区町村への接種記録の提供 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける 市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける 市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の 対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月20日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年9月1日	令和4年1月4日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和3年(2021年)12月1日～令和4年(2022年)1月7日	令和4年(2022年)3月1日～令和4年(2022年)3月31日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見の聴取 ④主な意見の内容	追加	特定個人情報に接する人等の資格や期間の適切な設定及び第三者による点検の実施やルールが必要	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和4年(2022年)1月20日	令和4年(2022年)6月1日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	八王子市情報公開・個人情報審議会への諮問。	八王子市情報公開・個人情報審議会による第三者点検を実施した。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和4年7月20日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	妥当である。	八王子市情報公開・個人情報保護審議会において、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書を審査した結果、特定個人情報保護評価指針の定める実施手順等に適合した評価手続きが実施されており、その内容については評価の目的等に照らし妥当であると認める。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	追加	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	(別添1) 事務内容		予防接種証明書のコンビニ交付のフローを追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度	・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法情報の突合	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	【○】 その他（LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能））	【○】 その他（LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体、コンビニ交付関連機能）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能））	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	追加	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を受けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を受けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	追加	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報 入手の際の本人確認の措置の内容	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付）	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：入手の際に特定個人情報 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	追加	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビ二交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた 情報だけをワクチン接種記録システム（VRS）を用いて提供する。	・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた 情報だけをワクチン接種記録システム（VRS）を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村は、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加	（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビ二交付） ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはL2WAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年1月4日	令和4年6月20日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和4年（2022年）3月1日～令和4年（2022年）3月31日	令和4年（2022年）9月1日～令和4年（2022年）9月30日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見の聴取 ④主な意見の内容	特定個人情報に接する人等の資格や期間の適切な設定及び第三者による点検の実施やルールが必要	—	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和4年（2022年）6月1日	令和4年（2022年）12月27日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	八王子市情報公開・個人情報審議会による第三者点検を実施した。	八王子市情報公開・個人情報審議会による第三者点検を実施した。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	八王子市情報公開・個人情報保護審議会において、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書を審査した結果、特定個人情報保護評価指針の定める実施手順等に適合した評価手続きが実施されており、その内容については評価の目的等に照らし妥当であると認める。	八王子市情報公開・個人情報保護審議会において、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書を審査した結果、特定個人情報保護評価指針の定める実施手順等に適合した評価手続きが実施されており、その内容については評価の目的等に照らし妥当であると認める。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に該当
令和5年1月18日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康部健康政策課	健康医療部保健総務課	事後	令和4年8月1日付保健所移転及び組織改正に伴う変更
令和5年1月18日	Ⅱ ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康部健康政策課	健康医療部保健総務課	事後	令和4年8月1日付保健所移転及び組織改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月18日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	健康部健康政策課	健康医療部保健総務課	事後	令和4年8月1日付保健所移転及び組織改正に伴う変更
令和5年1月18日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒192-0083 東京都八王子市旭町13番18号 八王子市保健所 八王子市健康部健康政策課 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号 八王子市役所本庁舎1階 公文書管理課内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける	〒192-0046 東京都八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟5階 八王子市保健所 八王子市健康医療部保健総務課 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号 八王子市役所本庁舎1階 公文書管理課内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける	事後	令和4年8月1日付保健所移転及び組織改正に伴う変更
令和5年1月18日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒192-0083 東京都八王子市旭町13番18号 八王子市保健所 八王子市健康部健康政策課 電話042-645-5102	〒192-0046 東京都八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟5階 八王子市保健所 八王子市健康医療部保健総務課 電話 042-645-5102	事後	令和4年8月1日付保健所移転及び組織改正に伴う変更